■2012 年 6 月 21 日 東京新聞 朝刊

◇「原子力の憲法」こっそり変更
20 日に成立した原子力規制委員会設置法の附則で、「原子力の憲法」ともいわれる原子力基本法の基本方針が変更された。基本方針の変更は 34 年ぶり。法案は衆院を通過するまで国会のホームページに掲載されておらず、国民の目に触れない形で、ほとんど議論もなく重大な変更が行われていた。

設置法案は、民主党と自民、公明両党の修正協議を経て今月 15 日、衆院環境委員長名で提出された。
基本法の変更は、末尾にある附則の 12 条に盛り込まれた。原子力の研究や利用を「平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に」とした基本法 2 条に 1 項を追加。原子力利用の「安全確保」は「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として」行うとした。

追加された「安全保障に資する」の部分は閣議決定された政府の法案にはなかったが、修正協議で自民党が入れるように主張。民主党が受け入れた。各党関係者によると、異論はなかったという。
修正協議前に衆院に提出された自公案にも同様の表現があり、先月末の本会議で公明の江田康幸議員は「原子炉等規制法には、輸送時の核物質の防護に関する規定がある。核燃料の技術は軍事転用が可能で、(国際原子力機関＝IAEA の) 保障措置 (査察) に関する規定もある。これらはわが国の安全保障にかかわるものなので、究極の目的として (基本法に) 明記した」と答弁。あくまでも核防護の観点から追加したと説明している。
一方、自公案作成の中心となった塩崎恭久衆院議員は「核の技術を持っているという安全保障上の意味はある」と指摘。「日本を守るため、原子力の技術を安全保障からも理解しないといけない。 (反対は) 見たくないものを見ない人たちの議論だ」と話した。

日本初のノーベル賞受賞者となった湯川秀樹らが創設した知識人の集まり「世界平和アピール七人委員会」は 19 日、「実質的な軍事利用に道を開く可能性を否定できない」「国益を損ない、禍根を残す」とする緊急アピールを発表した。

◇手続きやり直しを
原子力規制委員会設置法の附則で原子力基本法が変更されたことは、二つの点で大きな問題がある。
一つは手続きの問題だ。平和主義や「公開・民主・自主」の 3 原則を定めた基本法 2 条は、原子力開発の指針となる重要な条項だ。もし正面から改めることになれば、2006 年に教育基本法が改定された時のように、国民の間で議論が起きることは間違いない。
ましてや福島原発事故の後である。
ところが、設置法の附則という形で、より上位にある基本法があっさりと変更されてしまった。設置法案の概要や要綱のどこを読んでも、基本法の変更は記されていない。
法案は衆院通過後の今月 18 日の時点でも国会のホームページに掲載されなかった。これでは国民はチェックのしようがない。
もう一つの問題は、「安全確保」は「安全保障に資する」ことを目的とするという文言を挿入したことだ。
ここで言う「安全保障」は、定義について明確な説明がなく、核の軍事利用につながる懸念がぬぐえない。
この日は改正宇宙航空研究開発機構法も成立した。「平和目的」に限定された条項が変更され、防衛利用への参加を可能にした。
これでは、どさくさに紛れ、政府が核や宇宙の軍事利用を進めようとしていると疑念を持たれるのも当然だ。
今回のような手法は公正さに欠け、許されるべきではない。政府は附則を早急に撤廃し、手続きをやり直すべきだ。 (加古陽治、宮尾幹成)

[原子力基本法] 原子力の研究と開発、利用の基本方針を掲げた法律。中曽根康弘元首相らが中心となって法案を作成し、1955(昭和 30)年 12 月、自民、社会両党の共同提案で成立した。科学者の国会といわれる日本学術会議が主張した「公開・民主・自主」の 3 原則が盛り込まれている。原子力船むつの放射線漏れ事故(74 年)を受け、原子力安全委員会を創設した 78 年の改正で、基本方針に「安全の確保を旨として」の文言が追加された。

……
「原子力基本法改正で核軍事転用」は著しい飛躍　GoHoo　日本報道検証機構
2012 年 7 月 4 日　注意報(※)一覧　メディア：東京　ジャンル：政治　テーマ：原発事故
(※) 事実誤認の可能性がある報道について、随時「注意報」を発信し、注意喚起しています

【東京】　2012 年 6 月 21 日 朝刊 1 面「原子力の憲法こっそり変更」

＜注意報１＞ 2012/6/21

東京新聞が 1 面トップで「原子力の憲法こっそり変更」の見出しで、衆院で可決した原子力規制委設置法の附則で原子力基本法の目的条項に「安全保障」を追加する改正がなされ、「軍事利用の懸念」があると報道していますが、「安全保障」を明記した趣旨は公明議員が国会答弁しています。

5 月 29 日衆院本会議、江田康幸議員 (公明) は原子力基本法の目的に「安全保障」を追加した趣旨について「核防護」と「保障措置」(軍事転用を防止する措置) の観点から「安全保障」を追加したと明言しています。

この改正案は、核の軍事利用に反対の立場の公明党も提出者となっています。

藤村修官房長官は本日午前の記者会見で「軍事転用の考えは一切持っていない」「核不拡散などの取り組みが我が国の安全保障に資することを踏まえ、原子力規制委員会が業務を一元的に担うことになるという観点から加えられたものだ」と述べました。

……

＜注意報 2＞ 2012/7/4

原子力規制設置法案の附則で、原子力基本法の一部改正が行われたことが「こっそり改正」と報じられましたが、立法実務では附則による既存法令の一部改正は通常の手続とされているとのことです。

【毎日】風知草：あまりに事務的な ＝ 山田孝男　(2012 年 7 月 2 日　毎日新聞 東京朝刊)
自民党に言わせれば、「原子力基本法」改正は核武装の陰謀ではない。衆院法制局に聞いてみたが、改正の手続きに問題はない。だが、釈然としない。そもそも「基本法」とは何かという疑問が残る。原子力政策の根本を定める法規が、かくも事務的に塗り替わっていくことに対する違和感がある。
先週、陰謀説の一端を紹介した当コラムは、今週もこの問題にこだわってみる。

陰謀とは何か。原子力の平和利用を定める基本法 2 条に第 2 項を設け、「安全保障に資することを目的として」という文言を加筆した。加筆部分は自民党原案のまま。そのココロは自存自衛の保守イデオロギーと結びついた核武装の布石か、軍事転用に含みを持たせて核燃料再処理工場を維持する策略ではないかという話である。
この加筆は原子力規制委員会設置法案の附則の改正として議事に付され、初めは新聞記者も気がつかなかった。
同法成立直後、「こっそり変更／軍事利用への懸念も」 (東京新聞 6 月 21 日朝刊) などと報じられたことに対し、自民党の原子力規制組織に関するプロジェクトチーム座長の塩崎恭久元官房長官 (61) が反論した。ポイントが二つある。
「安全保障という文言に軍事的意味合いを持たせたり、非核三原則に変更を加えたりという趣旨は毛頭ない」
「附則による改正は通常手続きであり、こっそり変更という批判は当たらない」

もう一人、塩崎とともに自民党案とりまとめの中心だった吉野正芳党環境部会長(63) に聞くと、こう答えた。
「党内協議には欠かさず出たが、 (政策的意図に基づいて基本法を改正するという話は) 全くありません。規制委の設置法に『安全保障に資することを目的として』と書いた。核不拡散や原発テロ対策に努めるという意味ですよ。 (衆院) 法制局と相談し、他の法律との整合性をとったに過ぎない」

この人は原発被災地の福島県中南部が地盤。「旧法では、核武装論の首相が登場すれば核施設に対する国際機関の査察を拒むこともできた。新法で歯止めをかけたのに、核武装を疑われるとは」と嘆息だ。

この事態、衆院法制局はどう見ているか。自民党に引きずられたのか。関連法附則による基本法改正は邪道か。
幹部に聞くと、問題ないという。法制局職員必携「ワークブック法制執務」によれば、「新たな法規の定立を目的とする場合、法令の附則で既存の法令の一部を改正する」ことになっている (343 ページ)。

「原子力基本法」は広島・長崎への原爆投下から 10 年、日本漁船「第五福竜丸」が米国の水爆実験に巻き込まれた翌年の 1955 年にできた。
核の平和利用と軍事利用の技術的同質性、相互依存性をめぐり議論が沸騰した。
湯川秀樹、朝永振一郎、武谷三男、坂田昌一ら、そうそうたる物理学者の主導で「民主、自主、公開」の原子力 3 原則が生まれ、日本学術会議の声明に盛り込まれた。それをそっくり取り込んで定めたという経緯が基本法 2 条にはある。

いま再び、原子力に潜む根源的な課題が問われているが、政官学界には 57 年前の熱気も緊迫もない。組織改編に伴う細目はともかく、基本法の理念規定の改正をめぐる事務的な、あまりに事務的な調子の先に何があるか。不安だ。（敬称略）